

新型コロナウイルスや原油・原材料高騰の影響を受ける中小企業・小規模企業向け
三重県中小企業融資制度（県融資制度）一覧

資金繰り支援のため利用可能な、主な県融資制度は次のとおりです。

資金名	セーフティネット資金（新型コロナ・物価高騰等対応） （資金全体の融資限度額：1億円）			リフレッシュ資金（新型コロナ・物価高騰等対応） （資金全体の融資限度額：1億円）		
	伴走支援型 特別保証	保証4号	保証5号	伴走支援型特別保証	一般扱い	
融資対象	全業種	全業種	指定業種のみ (554業種)	全業種		
	① 保証4号認定 ② 保証5号認定 ③ ①または②、かつ経営行動に係る計画を策定	売上高減少前年比 1か月実績 + 2か月見込 20%以上	① 売上高減少前年比 1か月実績 + 2か月見込 5%以上 ② 次のいずれの要件も満たす場合 i 売上原価に対する原油等の仕入価格の割合 ・20%以上 ii 原油等の最近1か月の平均仕入単価 ・前年同月比 20%以上上昇 iii 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合 ・前年同期の割合を上回っている	① 売上高減少前年比 1か月実績 5%以上 ② 売上高総利益率または売上高営業利益率減少前年比 1か月実績 5%以上 等 ③ ①または②、かつ経営行動に係る計画を策定 ※ただし、各期の利益がプラスであり、かつ売上高・利益ともに増加している場合は保証料率②を適用	① 売上高減少前年比 1か月実績 + 2か月見込 3%以上 ② 原油価格の高騰等により、最近3か月間の月平均売上総利益または営業利益が前年同期比3%以上減少	
融資限度額	1億円	8,000万円 ※保証4号及び保証5号合算の金額		1億円	5,000万円	
融資期間	10年以内			10年以内	7年以内	
据置期間	5年以内	2年以内		5年以内	2年以内	
利率	金融機関所定利率（金融機関が決定）			金融機関所定利率（金融機関が決定）		
保証枠	保証4号 保証5号	一般保証枠とは別枠の特別保証 （保証4号及び保証5号合算の金額） 最大2.8億円 （うち無担保分8,000万円）		一般保証 最大2.8億円 （うち無担保分8,000万円）		
保証料率	事業者負担	ゼロ	0.20%	0.24%	①ゼロ ②0.20~0.95%	0.25~1.30%
	県補助	0.20%	0.70%	0.44%	①0.20~1.15% ②0~0.20%	0.20~0.60%
保証割合	信用保証協会 100%保証 80%保証	信用保証協会 100%保証	信用保証協会 80%保証		信用保証協会 80%保証	
市町長の認定	必要			不要		
備考	・取扱期間 R3/2/1 ~ R6/3/31	・指定期間 R2/2/18 ~ R5/12/31	・ R5/10/1~R5/12/31 指定業種のみ		・取扱期間 R3/2/1~ R6/3/31	

- ※ 中小企業信用保険法に基づく信用保険の申込対象業種であることが要件となります。
- ※ 指定期間等は国が設定しており、状況によって延長等される場合があります。
- ※ 伴走支援型特別保証の限度額は、セーフティネット資金とリフレッシュ資金の合計で1億円までとなります。

※取扱金融機関は以下に記した29の金融機関です。ご利用の際には取扱金融機関へご相談ください。

取扱金融機関一覧
百五銀行、三十三銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、大垣共立銀行、十六銀行、滋賀銀行、南都銀行 紀陽銀行、愛知銀行、中京銀行 津信用金庫、北伊勢上野信用金庫、桑名三重信用金庫、紀北信用金庫、新宮信用金庫 信用組合愛知商銀、イオ信用組合 三重北農協、鈴鹿農協、津安芸農協、みえなか農協、多気郡農協、伊勢農協、伊賀ふるさと農協、三重県信用農業協同組合連合会 東日本信用漁業協同組合連合会 商工組合中央金庫